

●持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

公布：令和2年6月3日
施行：公布から6ヶ月以内

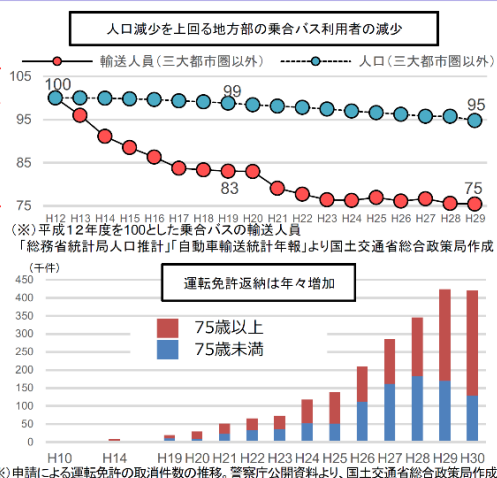
背景・必要性

○人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。

○加えて、多様な関係者が連携し、地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備することにより、生産性向上を図ることも必要となっている。

○地方公共団体が、交通事業者等と連携して、

- ①公共交通を中心に地域の輸送資源を総動員する交通計画を作成
- ②最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、国が予算面とノウハウ面から支援を行うことで、持続可能な地域公共交通を実現。



地域公共交通活性化再生法の基本スキーム(改正後)

国土交通省

基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

地域公共交通計画 (改正前：地域公共交通網形成計画)
(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。
- 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

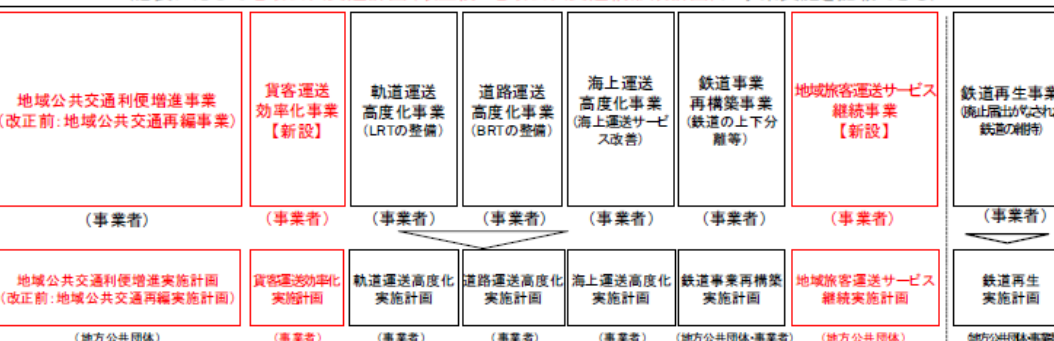
協議会を開催し策定
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

新地域
旅客運送
事業計画
(DMV、
水陸両用車等)
(事業者)

新モビリティ
サービス
事業計画
【新設】
(事業者)

地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(改正前：地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる)



国土交通大臣が認定

法律の特例措置

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

<独占禁止法特例法
において措置>

共同経営計画

(事業者)

国土交通大臣が
認可

法律の特例措置
(独占禁止法の
カルテル規制の
適用除外)

